

Title	『台湾土地制度考査報告書』について
Author(s)	荒木, 遥介; 片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター = 近代東亞土地調査事業研究通訊 = Comparative Study of Cadastral Survey in Modern East Asia, News Letter. 3 P.91-P.100
Issue Date	2008-03
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/26981
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

■資料紹介

『台湾土地制度考査報告書』について

荒木遥介・片山剛

本稿は、大阪大学文学部荒木遥介君の平成19年度卒業論文「中華民國初期の台湾土地調査事業に対する認識について：『台湾土地制度考査報告書』を中心に」のうち、資料紹介にふさわしい部分を中心に抜き出し、それに荒木君と片山が加筆・修整したものです。卒論からの転載を企画した1月時点では、『台湾土地制度考査報告書』のうち、とくに「第三章 條陳閩省清地辦法大綱」が、後述するように詳細に紹介する意味があると判断したので、卒論所収の漢語原文・和訳に手を加え、本ニューズレターに収録する予定でした。しかし、手直しを担当した片山の時間的制約から、本号への掲載をあきらめ、次の第4号に掲載させていただきます。この点、荒木君および読者のみなさまにお詫び申し上げます。(片山剛)

民国3(1914)年7月25日、福建省は財政を整理するために、「治本」・「治標」の二つの方法を実施することを臨時大総統(袁世凱)宛に申請した¹。このうち「治本」の方法(根本的解決法)の内容は、①福建省に土地調査局を設けて土地調査を行う、②委員を台湾に派遣し、台湾で日本が実施した土地台帳の方法²を考察する、③今後に行う土地調査の準備として、登記講習所を設けて登記のための人材を養成する³、であった。この申請は同年8月20日に許可された。9月、日本に留学し早稲田大学を卒業していた前司法部編纂の程家穎が選任され、10月7日に委員の汪貢湘と共に台湾に派遣された。程家穎は台湾に1ヶ月あまり滞在して詳細に考察を行い、11月9日に帰国、12月24日に報告書を福建巡按使の許世英に提出した。この報告書が『台湾土地制度考査報告書』(以下、「本報告書」と略す)である。この報告書を受領した許世英は、以前に提出した土地調査局を設立する計画に替えて、土地調査局設立の準備として、まず土地調査籌弁処を設立する計画を大総統に直ちに申請する。この申請は12月27日に許可され、翌民国4年1月8日に土地調査籌弁処の組織が成立し、程家穎は籌弁処第一科の籌弁員に任命される。

撰者の程家穎は、『最新支那官紳録』⁴によれば、湖北省安陸県の人、字は逸濱。清末に日本に留学して早稲田大学政治経済科を卒業し、帰国後に学部の試験を受けて法政科の学人を授けられている。以後、農工商部七品小京官、司法部編纂を経て、前述したように台湾へ派遣されたのちに、福建省土地調査籌弁処員になる。その後は、福建巡按使公署総務科

¹ この段落は、「福建巡按使許世英，呈爲呈報設立福建土地調査籌辦處，並擬訂章程、經費概算表，祈鑒文並批令」(『政府公報』12月31日第955号所載の1914年12月27日分)、程家穎「詳爲攷查台灣土地制度業經竣事，謹繕具報告書，鈞鑒事」(『台湾土地制度考査報告書』所収。以下、文書1と呼ぶ)、許世英「爲派員考査台灣土地制度業經竣事，謹將考査報告書暨附錄各件繕書恭呈，仰祈鈞鑒事」(同上書所収。以下、文書2と呼ぶ)に依拠する。

² 原文は「日本台帳辦法」である。「丈單」を廃止して実施される、登記制度と連動させた「土地清冊」の制度を指すと思われる。

³ 登記制度への着目については、後段参照。

⁴ この段落は、北京支那研究会編『最新支那官紳録』富山房，1918年、に依拠する。

長、交通部航政司航業科長僉事などを務めた、という。

本報告書については、管見では、笹川裕史氏⁵が福建巡按使の許世英が大總統宛てに出した福建土地調査籌弁処設立に関する上申書からその存在に言及しているが、本報告書そのものは実見していない。小林茂氏⁶は本報告書を実見し、経界局編訳所編『各国経界紀要』（民国4年＝1915年7月刊）所収の「台湾経界紀要」が本報告書を参照したか否か、という興味深い検討を行い、参照した可能性を指摘している。この小林氏の指摘に対しては、後段で若干補足することにした。

荒木は卒業論文作成に当たり、本報告書に訳注をつけるとともに、その内容と日本が台湾土地調査の際に刊行した報告書およびこれに関連する研究とを比較して、当時の中国における日本の土地調査事業への認識を考察する予定であった。しかし対比作業を進めるうちに、本報告書の第一章と第二章には、臨時台湾土地調査局が刊行した報告書の記述に類似するものが多いことに気づいた。本稿で紹介したいのは、まずはこの点である。

本報告書の紹介に当たり、底本としたのは、2005年8月25日に中央研究院計算中心の廖汝銘氏から本科研グループに贈呈された電子複写本である。最初のページに「傅斯年圖書館」「國立中央研究院歴史語言研究所圖書…」（「…」は判読不明）の蔵書印が捺されているので、複写元は中央研究院歴史語言研究所傅斯年図書館所蔵本（請求番号 334.5 535 c.2、出版地不詳、民国4年＝1915年初版の鉛印本）と推測される⁷。

本報告書の構成は、本文が三章立てで、巻末に「附録日本登記制度攷査報告書」と、全四十号から成る「臺灣土地制度考査報告書附録圖表」（以下、「附録図表」と略す）とが付されている。第一章は主に清末の初代台湾巡撫の劉銘傳による清賦事業を、第二章は日本が台湾で行った土地調査の概要を記したもので、第三章は、福建省で予定されている今後の清丈事業の計画大綱である。なお、序文に相当する位置には、注1で紹介した文書二通が収録されている⁸。文書1は、①程家穎が本報告書を許世英に提出する時の上申書（1914年12月24日付。以下、文書1aと呼ぶ）と、②許の「批文」（同12月25日付。以下、文書1bと呼ぶ）とから成る。文書2は、③許が本報告書を大總統袁世凱に提出する時の上申書（民国4年3月付。以下、文書2aと呼ぶ）と、④大總統の「批文」（同4月2日付。以下、文書2bと呼ぶ）とから成る。この二通の文書から窺える程家穎・許世英の土地調査に対する考え方については、後段で言及することにした。つぎに第一章以下の目次を掲げよう⁹。

⁵ 笹川裕史『中華民國農村土地行政史の研究』汲古書院、2002年、p.36。

⁶ 小林茂・渡辺理絵「東アジアの土地調査事業における広東省土地調査冊の位置づけに関するノート」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』1号、大阪大学文学研究科、2006年3月、pp.17-18。

⁷ 本報告書は、台湾銀行經濟史研究室が編集・刊行した「台湾文献叢刊」の第184種（民国52年＝1963年11月刊）にも収録されている。ただし、台湾文献叢刊収録本に付された「弁言」によれば、「本報告書を刊行する趣旨は、台湾土地制度の史料を提供することに在る」ため、「第一章土地制度之沿革」と「第二章 土地調査概要」のみが収録され、「第三章 條陳閩省清地辦法大綱」と「附録日本登記制度攷査報告書」は不要として収録されていない。また本報告書に附録されている図表も、大部分は収載されていない。

⁸ この箇所には、4ページ分の落丁があり、また乱丁もあるように思われる。

⁹ ページ番号には、第111頁を第「1011」頁とする誤植が、第124頁（第「1024」頁）まで続いているが、ここでは訂正後のページ数で示した。

◆臺灣土地制度攷查報告書 目錄	(ページ)
第一章 土地制度之沿革	1
第一節 荷蘭時代	1
第二節 鄭氏時代	2
第三節 清代	4
第二章 土地調查概要	31
第一節 調查之準則	32
第一欸 地積規則	32
第二欸 調查規則	36
第二節 調查及査定機關	41
第一欸 調查機關之組織	41
第二欸 査定機關之組織	51
第三節 事業經画	56
第四節 事務區分	66
第五節 異動地整理	72
第六節 大租權處分	74
第一欸 大租權確定	75
第二欸 大租權消滅	77
第七節 改革地賦	80
第八節 調查經費	96
第三章 條陳閩省清地辦法大綱	99
一 宜定調查之目的	99
一 宜定予算之計畫	102
一 宜定土地之種類	109
一 宜定地積之標準	112
一 宜定改賦之方法	115
一 宜設査定之機關	122
一 宜定應否發給丈單	123
◆附錄 日本登記制度攷查報告書 目錄	125
第一編 概論	125
第二編 分論	130
第一章 萌芽時代	130
第二章 公證時代	132
第一節 土地	133
第二節 房屋	138
第三章 登記時代	143
第三編 結論	154

第一章は、清代の劉銘傳による田賦清理（「清賦」）事業を概述したものである。清賦事業に関する一次史料の多くは、元来は漢文で記述されたものであるが、日本が台湾を統治した時にはすでに多くが散逸していた。臨時台湾土地調査局は、この散逸していた清賦事業当時の史料を多大な労力をかけて収集し、編集・翻訳のうえ『清賦一斑』¹⁰と題して刊行した。そして、日本語を解する程家頼は、漢文史料ではなく、この『清賦一斑』を大いに参考にしたようだ。具体例をつぎに挙げよう。

○本報告書、第一章 土地制度之沿革、第三節 清代、pp.13-14.

<原文>

三 清丈機関

清丈土地、就慣例而言、本由各地方官吏辦理。然清賦乃臨時事業、故歸布政司衙門直轄、設清賦局於台北、台南兩府、以知府統理之。於各縣各廳設置縣局、由會辦委員與知縣、同知協商辦理。其分局委員以內地之佐雜充之、弓丈手、圖書、差役屬焉。至實地丈量時、則與地方紳士會商行之。其一班之組織、雖規定委員二名、差役四名、書辦一名爲定額、然各地方官吏仍有任意增減者。茲取台北府所定之員額及薪水表列如左。

<現代語訳>

三 清丈機関

土地の清丈という仕事は、慣例から言うと、元来は各地方の官吏（県レベル以下を指すことが多い）が行う仕事である。しかし清賦は臨時の事業なので、布政司衙門が直轄する仕事とし、清賦局を台北・台南の両府に設け、〔台北と台南の両〕知府に統括させる。各県・各庁には県局を設け、会弁委員が知県・同知（庁の長官）と協力して行う。分局の委員には清朝内地の佐雑官を充当し、弓丈手・図書・差役は分局の委員に従属させる。実地の丈量の時には、地方の紳士と相談して丈量を行う。一つの班の組織は、委員二名、差役四名、書弁一名が定員と規定されているが、各地方の官吏にはやはり任意に〔人員を〕増減する者がいる。ここに台北府の所定の人員の定数、及び薪水の表を左に載せる。

○『清賦一斑』第二章 清賦事業、第三節 清丈、第二項 清丈機関、p.64.（句読点は荒木・片山が付した）

第二項 清丈機関

從來、土地丈量ハ各地方官ニ於テ之を為スノ慣例ナリシモ、清賦事業ハ臨時ノ事業ニ係ルヲ以テ、之ヲ布政使衙門ノ直轄ト為シ、臺南（現時ノ臺南）臺北ノ兩府ニ清賦局ヲ置キ、知府ヲシテ之ヲ統理セシメ、各縣各廳ニハ分局ヲ置キ、總辦委員（會辦委員トモ云フ）ヲ任命派出シ、知縣及同知ト協商、事務ヲ掌理セシム。而シテ分局ニハ又清國內地廳縣ノ佐雜（八品官以下ノ官吏）ヲ清丈委員トシテ分派シ、弓丈手・圖書・

¹⁰ 臨時台湾土地調査局編『清賦一斑』明治33（1900）年12月発行、全281頁。ここでは、1998年、台北：南天書局影印本を利用した。

差役等ヲ附属セシメ、以テ地方紳士及總保等ト會商シテ實地ノ丈量ニ臨マシメタリ。今清丈著手ノ際、巡撫ノ示達シタル着手章程ニ依リ、其清丈委員一班ノ組織ヲ見ルニ、委員二名、差役四名、書辦一名ヲ限り、其俸給ハ每委員一箇月三十元外、六元ノ人夫賃ヲ支給スルノ制ナリ。然レトモ當時各地ノ實況ニ徴スルニ、其組織ノ如キ參差トシテナラス。各縣任意ニ増減シタルモノ、如シ。今二三地方ニ於ル清丈機關ノ組織ヲ掲レハ、左ノ如シ。

このように、『清賦一斑』の文章をほぼそのまま漢語に逐語訳したものもあれば、ここでは例示しなかったが、多少参考にした程度のももある。そして、第一章全体の構成やまとめの文までほぼ一致することを考慮すると、『清賦一斑』を要約しながら漢語に翻訳したものといえる。そのすべてを紹介するのは煩雑かつ膨大となるので、ここでは、本報告書の「第一章 土地制度之沿革」(pp.1-29)における記述のうち、『清賦一斑』の記述との類似が認められる箇所を、本報告書の記述順序にしたがって下に列挙する。なお、下の表記の「4(9-15)」は『清賦一斑』の第4頁の9行目から第4頁の15行目にかけて類似の記述があることを、「5(1)-8(12)」は『清賦一斑』の第5頁1行目から第8頁の12行目にかけて類似の記述があることを、「67(表)」は『清賦一斑』の第67頁に類似の表があることを示す。

4(9-15), 5(1)-8(12), 10(1-7), 11(14)-12(9), 44(13)-45(6), 51(6-8), 60(14)-62(3), 64(1-10), 67(表), 87(2-10), 95(図), 91(図), 117(9)-119(13), 152(4)-153(3), 230(15)-231(10), 232(表), 15(12)-17(15), 281(7-10)

また、本報告書の末尾にある「附録図表」(全40号)のうち、第一章に関係する図表には、『清賦一斑』所載の図表とほとんど同じものが多数ある。本報告書の「附録図表」の図表と、それに照応する『清賦一斑』所載の図表との対照表を作成し、本報告書の「附録図表」の番号順に配列したのが下の表である。なお本報告書の図表には、番号は付されているが、表題のないものがある。また『清賦一斑』の図表には、表題はあるが番号のないものや番号も表題もないものがある。番号のない図表は、番号欄を「-」としておく。

本報告書 図表番号	本報告書図表表題	『清賦一斑』 図表番号	『清賦一斑』 図表表題	『清賦一斑』頁数
1	臺北縣地方清丈繩車十分一圖	1	臺北縣地方清丈繩車十分之一	p.78 と p.79 の間
2	丈量繩圖	4	丈量繩	p.80 と p.81 の間
3	臺北地方弓尺十分一圖	5	臺北地方弓尺十分之一	p.82 と p.83 の間
4	前清營造尺二分一圖	11	舊丈尺二分之一	p.84 と p.85 の間

5	光緒十二年戸部頒定丈尺圖	-	光緒十二年清丈ノ際 用ル所ノ尺度ニシテ 戸部頒定ノ丈尺	p.103
6の1	某堡丈量區散圖冊	-	何堡丈量區散圖冊	p.120とp.121の間
6の2	興直堡區圖號數目錄	-	興直堡區圖號數目 録	p.121
6の3	興字第一號區圖	-	興字第一號區圖	p.123
6の4	散圖	-	散圖	pp. 125-126
6の4	興字第二號區圖	-	興字第二號區圖	p.129
6の5	散圖	-	散圖	pp. 131-132
7の1	新竹縣八筐魚鱗冊(竹北一 堡第十六冊)	-	新竹縣八筐魚鱗冊 (竹北一堡第十六冊)	p.138とp.139の間
7の2	樹林頭庄榮字	-	樹林頭庄榮字	p.139
7の3		-		p.140とp.141の間
7の4	臺北府淡水縣丈量冊榮字第 十一區	-	臺北府淡水縣丈量 冊榮字第十一區	p.142とp.143の間
8の1	臺北府新竹縣簡明總括圖冊	-	臺北府新竹縣簡明 總括圖冊	p.142とp.143の間
8の2	(表)新竹縣全圖(新竹縣管轄 區域及各堡四至境界均繪此 圖之内)	-	(表)新竹縣全圖(新 竹縣全管ノ方位及各 堡ノ四至境界ヲ繪圖 セリ)	p.142とp.143の間
8の3	(表)竹塹堡圖(全堡之區域及 各庄之四至境界均繪此圖之 内)	-	(表)竹塹堡圖(全堡ノ 方位及堡内各庄ノ所 在境界ヲ繪圖セリ)	p.142とp.143の間
8の4		-		p.142とp.143の間
8の5		-		pp. 143-144
8の6		-		pp. 144-145
9の1	新竹縣竹南二堡歸戸冊	-	新竹縣竹南二堡歸 戸冊	p.150とp.151の間
9の2		-		pp. 151-152
9の3		-		p.152
10	文単	-		p.282の後

本報告書の「第二章 土地調査概要」のうち、時間の制約で日本語資料との対応関係を調査できた範囲は、「第五節 異動地整理」「第六節 大租権処分」「第七節 改革地賦」の3節（pp.72-96）のみであり、対照した日本語資料も『臨時台湾土地調査局第五回報告』（以下、『第五回報告』と略す）¹¹のみである。第二章の第五～七節のうち、『第五回報告』の記述との類似が認められる箇所を、本報告書の記述順序にしたがって列挙すると次のようになる。また本報告書の「附録図表」の図表についても、その対応を表にまとめた。

59(1)-60(6), 60(9-16), 99(16-17), 103(11-12), 109(11)-110(9), 112(表), 116(表),
115(16)-116(3), 127(1)-128(13), 132(1-3), 138(13-15) *, 143(2-14), 142(14)-143(1),
143(15)-145(6), 147(3)-150(9)**, 152(1)-156(16)

* この部分には、記述内容は類似しているものの、数値が一致していない箇所がある。大租権補償金の総額について、『第五回報告』は、総金が三百六十七万二千四百三十六円余、これに端数の現金十万七千四百十二円余を加えて、三百七十七万九千四百七十九円余とする。これに対し、本報告書は「其の償金総額は計三百七十八万二千九百余円」としており、端数を含む場合も、含まない場合も数値が一致していない。なお、大租価格・穀価などの数値はすべて一致している。

本報告書 図表番号	本報告書図表表題	『第五回報告』 図表番号	『第五回報告』 図表表題	『第五回報告』 頁数
34-1, 34-2	納穀大租権補償金額算 定率査定表	-	納穀大租権補償金額算 定率査定表	pp.128-129
35	合穀償算定納穀大租補 償金額比率表	-	納市價二對スル納穀大 租補償金額算定率査定額 割合表	p.130
36	自明治三十一年至明治 三十五年五年間米價一 覧表		自明治三十一年至明治 三十五年五年間米價表	p.168 と p.169 の間
37	地賦率算定表	15	地租率算定表	p.168 と p.169 の間
39	水田旱田賦率新舊比較 表**	19	田畑地租率新舊比較	p.168 と p.169 の間
	水田旱田養魚池則別甲 數收穫及地賦額	21	田畑養魚池則別甲數收 穫及地租額	p.168 と p.169 の間

¹¹ 臨時台湾土地調査局編『台湾土地調査局第五回事業報告』1904年。

※※ 「水田旱田賦率新舊比較表」は、数値の細部が『第五回報告』の「田畑地租率新舊比較」と異なっており、計算式の辻褄が合わない。「田畑地租率新舊比較」の方の数値は正しい計算式となっている。詳細は以下の通り。なお、「数値の異なる箇所」の表記は本報告書のものであり、『第五回報告』の表記は（ ）内に示した。

数値の異なる箇所 ()内は『第五回報告』における表記	本報告書の数値	『第五回報告』の数値
水田(田)十則・舊地賦(現今地賦)	1.052	1.025
水田(田)五則・計	10.220	10.320
旱田(畑)五則・大租	6.143	6.243
旱田(畑)九則・新地賦(改正地租)附加税	0.230	0.320

以上、第一章と第二章に関しては、臨時台湾土地調査局が刊行した報告書の内容を縮約・翻訳した部分が大半を占め、内容自体に独自のものがあるわけではない。しかし、日本留学の経験があるとはいえ、民国期の一官僚が日本語の報告書を正確に理解・翻訳していた事実は確認することができる。

第三章は、福建省における土地の調査・整理事業の計画を記したものである。前述したように、本号では訳注等の掲載を見送るが、次の点だけは紹介しておきたい。すなわち、日本内地および台湾において、「丈單」（日本ならば地券）が廃止され、代わりに登記制度が導入されたことに着目している点である。とりわけ、売買等による土地所有者の変動を公権力が把握できない状況について、その原因を「丈單」発給に帰している点は注目すべき指摘である。そこで、該当箇所の原文と書き下し文を載せておく。なお、原文の句読点、並列点は中国式により、〈 〉内は割注を示す。

一. 宜定應否發給丈單【第七條】

劉氏清賦之後，對於業主發給丈單，使之承糧管業。故丈單之性質，一方爲征收賦稅之憑據，而一方則爲人民私權之確証。日人調查土地，廢舊有之丈單，而以土地清冊之謄本代之（見「台灣地籍規則」第三條）。考其用意，似有鑒於其本國之歷史而行此新制也。彼當明治初年曾行地券（與丈單似相）制度，一方則以之爲征收租賦之根據，一方則以之爲權利得失之証明。嗣因人民之心理，重地券而輕登記，凡權利之得失，即以地券私相授受而不請求登記。至明治二十年，乃廢地券而行土地清冊之制（見「附錄日本登記制度考查報告書」）。故其對於台灣之丈單，竟廢之而不疑。我國人民之習慣，凡權利之移轉、變更，概不稟報。若國家又從而發給丈單，彼必更有所恃。遇有權利之移轉、變更，即以丈單之授受行之。是無異長其固有之惡習也。他日調查完竣，只繪圖、列冊存之。官府不發給丈單使証據落于人民之手，則人民之心理必專恃官府之圖、冊爲權利得失之確証。舊有之惡習，或可因之而少革矣。

一. 宜しく應に丈單を發給すべきや否やを定むべし【第七條】

劉氏（劉銘傳）は清賦の後、業主に對するに丈單を發給し、これをして承糧・管業せしむ。ゆえに丈單の性質、一方は賦税を征收するの憑據と爲り、而して一方は則ち人民の私權の確証と爲る。日人、土地を調査するに、舊有の丈單を廢して、土地清冊の謄本を以てこれに代う（「台灣地籍規則」第三條を見よ）。その用意を考うるに、その本國の歴史に鑒みて、この新制を行う有るに似たるなり。彼かれ、明治初年に當たりて曾て地券（丈單と相い似る）の制度を行うに、一方は則ちこれを以て租賦を征收するの根據と爲し、一方は則ちこれを以て權利得失の証明と爲す。嗣ついで人民の心理は、地券を重んじて登記を輕んずるによりて、凡^{すべて}權利の得失は、即ち地券を以て私^{ひそか}に相授受して登記を請求せず。明治二十年に至り、乃ち地券を廢して土地清冊の制（「附録日本登記制度考査報告書」を見よ）を行う。ゆえにその台灣の丈單に對するも、竟^{ついに}これを廢して疑わず。我が國人民の習慣、凡て權利の移轉・変更は、概ね稟報せず。若^{もし}國家又た從^{より}て丈單を發給せば、彼れ、必ず更に恃む所有らん。遇^{たまたま}權利の移轉・変更有れば、即ち丈單の授受を以て之を行わん。これ、その固有の悪習を長ぜしむると異なる無きなり。他日調査完竣すれば、ただ〔土地を〕圖に繪^{えが}き冊に列してこれを存するのみ。官府、丈單を發給し証據をして人民の手に落とさざらしめば、則ち人民の心理は必ず専ら官府の圖・冊を恃みて權利得失の確証と爲さん。舊有の悪習、或いはこれに因りて少^{やや}革^{あらた}まらん。

下線部を施した箇所から、今後、福建省で清丈事業を実施した場合には、丈單を發給すべきではなく、地籍図・土地台帳と連動した登記制度を導入すべきである、と程家穎が認識していることは明らかである。このように、第三章は、それまでの研究にもとづいて福建省の現状に対する解決策が構想されているのが大きな特徴である。そして本報告書において、この「宜定應否發給丈單」の項目は第三章の最後に置かれ、これに続いて、日本の登記制度に関する視察報告「日本登記制度攷査報告書」が配される構成となっている。

本報告書に「日本登記制度攷査報告書」が付録されている理由については、次のような逸話が記されている¹²。すなわち、程家穎が登記制度考察のために日本へ派遣されたのは、司法部に勤めていた民国 2（1913）年のことである。そして、この出張を命じたのは、当時は司法総長であった許世英なのである。帰国後に程家穎は「日本登記制度攷査報告書」の作成を開始するが、完成させた 1913 年 9 月 30 日¹³には、許世英はすでに奉天へ転出していたため、許世英へ提出する機会を失ってしまった。そこで今回、台湾出張の報告書と福建省における清丈事業計画を提出するに際し、提出機会を失っていた「日本登記制度攷査報告書」を付け加えた、と。これだけを読むと、「日本登記制度攷査報告書」が付録として加えられた理由は消極的なものに思われる。しかし、許世英宛の文書 1a で、程家穎が「登記制度と清丈の方法とは互いに密接な関係がありますから、「日本登記制度攷査報告書」を

¹² この段落は、文書 1 と「日本登記制度攷査報告書」の序（p. 125）とにもとづく。

¹³ 「日本登記制度攷査報告書」の末尾に「民国二年陽歷（ママ）九月三十日稿」とある（本報告書，p. 157）。

付録として加えて事後報告とし、私の提案が採択されるのを待つべきと考えます¹⁴」と述べ、さらに大総統宛の文書 2a では、許世英がこの文をほぼそのまま引用している。この点を考え併せると、「日本登記制度攷査報告書」が付されているのは、程家穎と許世英が最終的には大総統に対して、今後、福建省だけでなく全国において、土地調査を登記制度と密接に関連させながら行うべきである、と提言するためであったと推測できる。

ところで、許世英という人物については調査を怠っているが、本報告書から次の点が判明する。第一に、司法部総長であった 1913 年に、日本の登記制度研究のために程家穎を派遣していること、第二に、前述したように、1914 年 7 月 25 日時点で、今後に行う福建省の土地調査の準備として、福建省に登記講習所を設立する計画を有していたこと、第三に、大総統宛上申書(文書 2a)で清丈事業と登記制度の密接な関連を述べていること、である。許世英が 1913 年以来、一貫して登記制度に注目していることは明らかである。注目するに至った経緯については、今後の課題としたい。

さて、本報告書と経界局編訳所刊行の『各国経界紀要』(1915 年 7 月刊)中の「台湾経界紀要」との類似性については、前述のように小林氏が言及している。最後に、この点について若干の補足をおきたい。文書 1b (1914 年 12 月 25 日付) および文書 2a (1915 年 3 月) で許世英は、本報告書を大総統、内務部・財政部のみならず、経界局にも送付する、と記している。そして文書 2b (1915 年 4 月 2 日) では、内務部・財政部とともに経界局に対して「承知せよ」(「査照」)と大総統袁世凱が命じている。すなわち 1915 年 3 月～4 月に、本報告書は経界局に送付され、かつ大総統から参照するように命じられていたわけである。『各国経界紀要』が刊行されるのは同年 7 月であり、その編纂の際の参考書目には本報告書はあがっていないが、小林氏が指摘したように、本報告書が参照された可能性は高いと思われる。

¹⁴ 「竊以，登記事項與清丈辦法，息息相關，自應附録補陳，以備採擇。」